

「航海用具の基準を定める告示」の一部改正に関するパブリックコメントについて

平成 20 年 3 月
海事局安全基準課

1. 背景

海難事故の防止及び海上の人命の安全確保のため策定された、1974 年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS 条約」という。)が発効しており、我が国も SOLAS 条約の締約国となっている。SOLAS 条約及び関連する決議等は、国連の専門機関である国際海事機関(以下「IMO」という。)において、海難の発生状況その他の社会情勢の変化を踏まえ改正等の審議が行われている。

近年、GPS(全地球測位システム)、AIS(船舶自動識別装置)及び ECDIS(電子海図情報表示装置)等の新たな航海機器の性能要件の策定や条約要件化が図られたことから、航海用レーダーでこれらの航海機器の情報が適切に標示されるよう、IMO において、レーダーの性能要件の見直し作業が行われていた。

その結果、平成 16 年 12 月の第 79 回海上安全委員会(MSC79)において、以下の各決議等を統合しつつ AIS 等の航海機器の情報の標示等に関する規定を盛り込んだレーダー、電子プロットング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置の性能要件に関する新たな決議(MSC192(79))が採択された。同性能要件は平成 20 年 7 月以降に搭載されるレーダー等に適用されることから、これを国内法令で担保するため、航海用具の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第512号。以下「告示」という。)の一部改正を行うこととする。

- ・ レーダー、電子プロットング装置及び自動物標追跡装置の性能要件(MSC64(67))、レーダー上のシンボルの要件(A278(VIII))
- ・ 高速船用レーダーの性能要件(A820(19))
- ・ 自動衝突予防援助装置(ARPA)の性能要件(A823(19))

2. 改正概要

告示第8条において規定する航海用レーダー、第9条において規定する電子プロットング装置、第10条において規定する自動物標追跡装置、第11条において規定する自動衝突予防援助装置の性能要件を、IMO 決議(MSC192(79))に沿ったものとする。主な改正点は以下の通り。

1)レーダー等の性能要件の向上

① レーダーの探知性能の強化

- 物標の誤探知確率の上限、クラッタ下(雨等の障害下)での探知性能要件の追加等のレーダーの探知性能に関する規定を追加する。
- レーダーで探知できる最小距離を、50m から 40m に強化する。

- ② レーダー画面上での情報表示機能の強化
 - 予定航路等の表示機能に関する規定を追加する。

- ③ 追跡数の増加等の物標追跡機能の向上
 - 捕捉、追尾できるレーダー等の物標数を、電子プロットング装置では 10 から 20 に、自動物標追跡装置では 10 から 30 に、自動衝突予防援助装置では 20 から 40 に増加させる。
 - 電子プロットング装置についても自動追尾機能、接近警戒警報機能を持つよう規定を追加する。

2) 各種情報を統合して表示させる場合の要件の追加

- ① AIS 情報をレーダー画面上で表示する場合の表示方法等に関する規定の追加
 - AIS から得られた情報をレーダー画面上で表示する場合の、シンボル、個船情報等の表示方法に関する規定を追加する。(ただし、AIS 非搭載の船舶については適用除外とする。)

- ② AIS とレーダーの物標を統合して追跡表示する場合の規定の追加
 - AIS から得られた物標とレーダーから得られた物標が一定の条件を満たす場合に、同一の物標として統合して情報管理、捕捉、追跡等を行う規定を追加する。(ただし、AIS 非搭載の船舶については適用除外とする。)

- ③ 海図をレーダー画面上で表示する場合の表示方法に関する規定の追加
 - 電子海図をレーダー画面上に表示する場合に、レーダー画面の視認性を低下させないこと等の規定を追加する。

3. スケジュール

公布・施行:平成 20 年 4 月下旬(予定)

経過措置:

- ・ 平成 20 年 6 月 30 日までに無線局開設の免許取得、予備免許の取得又は予備免許取得の申請を行った航海用レーダー等には現行基準を適用する。
- ・ 平成 24 年 11 月 30 日までに無線局の免許を取得した航海用レーダー等であって、国際航海に従事しない 500 トン未満の船舶に備え付けられるものには現行基準を適用する。